

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価 1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2449 2018年 2月16日	退職手当引下げ相当の賃金回復求め要請書を提出。春闘も間もなくスタート。継続課題改善に向け結集を！
---	------------------------------------	--	---------------------------	--

退職手当引下げ条例・2月県議会に提案 2.15地公共闘人事委員会要請

賃金水準維持 勤務意欲策求め 県人事委員会に対策求める

菊池事務局長「通勤・住居手当は18県人勧の検討テーマ」との姿勢示す 地公共闘 看護休暇運用拡大・高齢層職員の勤務意欲策求める

2月15日、県議会2月定例会が開会され、当局は今年4月から国家公務員に準じて退職手当を引き下げる条例提案を行った。これを受け、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、同日に菊池人事委員会事務局長に人事委員長あて要請書を提出し、職員の勤務意欲確保策の実施を要請した。

要請書の内容は、高齢層職員の賃金改善（現給保障期間の延長等を含む）、通勤手当の負担解消（特にも継続課題であった交通用具利用に係る70km以上の距離区分新設）、住居手当の改善、長時間労働是正策、再任用職員の賃金



要請書を菊池事務局長に手交する佐藤議長（右）



対策を求める地公共闘役員



見解を示す菊池事務局長

改善など7項目（要請書の内容は裏面掲載）。

これに対し、菊池事務局長は「来年度の県人勧に向けた準備を進めている。退職手当の引下げは勤務意欲の低下となるため課題と認識。諸手当の在り方も必要な検討を進める」との姿勢であったことから、通勤手当・住居手当改善、看護休暇の運用拡大などを求めたところ、「諸手当は来年度の検討テーマであることは明らか」「休暇の運用拡大は現場の意見を踏まえ検討を進める」との回答を引き出した。

地公共闘は、退職手当引下げ相当の賃金回復、勤務意欲確保に向けて18県人勧を見据えた取り組みを進めていく。

要 請 書 (抄)

県当局は本日（2月15日）開会の岩手県議会2月定例会に2018年4月から国家公務員の例に準じて退職手当の支給率を引き下げる「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」を提案しました。喫緊の課題としては、これまでの度重なる賃金抑制を受けている職員の勤務意欲の具体的な確保策の早期実現であり、とりわけ2016年4月から導入された「給与制度の総合的見直し」による現給保障対象者については、来年度には現給保障期間が残り1年と迫るなか、保障対象者の生活水準維持のため、現給対象者の状況をしっかりとらえ、職員の生活水準を維持・向上させる賃金改善が不可欠となっています。併せて、広大な県土を抱える当県においては、遠距離通勤者も相当数生じるなかで通勤手当の自己負担が発生していることや、沿岸部の家賃高騰の状況から住居確保に要する自己負担も依然改善されていないままととなっています。

本年4月から退職手当が引下げとなることに伴い、職員に対する一層の勤務意欲確保のため、貴職におかれましては、改めて職員の賃金改善とともに、諸手当の負担緩和などの一層の改善など、職員の生活を保障し、職務に精励できる職場環境と、賃金・労働条件の維持・向上に向け、下記の事項実現に向け最大限のご努力をお願いします。

記

- 1 2018年4月からの退職手当の引下げに伴い、高齢層職員を中心に賃金引下げとなることから、**職員の勤務意欲確保のため、職務実態を踏まえた賃金改善とともに、現給保障対象者の状況を分析しながら、現給保障対象者の全員が解消されるまで現給保障措置の継続を検討すること。**併せて、度重なる賃金抑制の結果、高齢層職員の勤務意欲の低下が著しいことから、55歳昇給抑制などの賃金抑制などの措置の廃止を含めて改善のこと。
- 2 多くの高齢層職員が高位号給に停滞している実態を解消するとともに、教育職員の級構成が簡素な職員の賃金改善に向け、特2級への昇格などの対応を早急を実施すること。
- 3 通勤手当について、多額の自己負担が発生している実態や、本県の特殊事情や地域・職場の実情を踏まえつつ、改善となる改定を行うこと。特に、**交通用具利用者の通勤手当は、遠距離通勤者の実態を踏まえ、70キロメートル以上の区分を新設するとともに、昨今ガソリン価格が上昇傾向にあることから、ガソリン価格の動向を踏まえ、引上げを検討すること。**
併せて高速道路利用での通勤手当、及び交通機関利用に伴う駐車場料金などで自己負担が大きい実態があることから、改善を行うこと。
- 4 **住居手当については、被災地において家賃が高騰している実態があることを踏まえ、早急に改善を行うこと。**
- 5 依然として長時間労働が解消されていないことから、長時間労働の是正に努めること。併せて、**長時間労働是正の観点から、適正な勤務時間管理を徹底するとともに、人事委員会の労働基準監督権限を強化し、任命権者ごとの職員の勤務実態を十分に把握のうえ、超過勤務の縮減を基本とした一層の具体的かつ実効力ある制度検討を行うこと。**
- 6 教職員に係る退職手当算定時の調整額に関し、県の他職種及び他県との均衡や学校現場における実態を踏まえ、文部科学省の見解に則した改善に向けて検討すること。
- 7 雇用と年金の確実な接続の形態として「65歳までの段階的定年延長」を早期に行うこと。定年延長に当たっては従来の賃金水準の維持とともに、高齢層職員であることを踏まえ、任用に当たっては業務内容等について配慮すること。なお、当面の間は希望者全員が再任用となる制度を維持するとともに、再任用職員の賃金改善を行うこと。加えて、再任用職員の任用に当たっては、人事委員会として、本人の希望に合う勤務形態や配置に配慮するよう任命権者に対応を促すこと。